

国立大学法人琉球大学 岸本基金寄附金  
女子大学院生対象グローバル人材育成事業 実施要項

〔 令和元年5月23日  
制 定 〕

(趣旨)

第1条 国立大学法人琉球大学では、女性研究者支援の一環として次世代女性研究者の育成を進めており、岸本基金寄附金を活用した「女子大学院生対象グローバル人材育成事業」(以下「本事業」という。)により、琉球大学大学院(以下「本学」という。)の女子大学院生を海外の教育研究機関等に派遣する費用の一部を派遣準備金(以下「奨学金等」という。)として支援する。支援を受けた女子大学院生は、派遣先受入研究者の指導の下、国際的な研究環境におけるリサーチに携わり、異文化の学修環境に触れ、多様な学問文化を経験することで、優れた研究成果の発表に結びつけるとともに、スキルアップやモチベーションの向上を図り、グローバルに活躍する次世代女性研究者を目指す契機とする。

(支援対象)

第2条 本事業の支援対象は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 本学の博士課程(後期課程)及び専門職学位課程に所属する女子大学院生(休学中の者を除く。)
  - (2) 派遣先での研究に必要な実践的な語学運用能力を備え、国際性豊かな研究者及び高度専門職業人として将来性があると認められる者
  - (3) 研究のために派遣先に滞在中でない者
  - (4) 当該派遣について他の奨学金及び助成金を得ていない者
- 2 前項の規定にかかわらず、外国籍を有する者がその国への派遣を希望する場合は、支援対象としない。ただし、永住者又は特別永住者の在留資格を有する者については、この限りでない。

(派遣期間)

第3条 本事業の派遣期間は、最長60日間、最短10日間とし、渡航は1回に限るものとする。

(支援内容)

第4条 本事業の支援内容は、次の各号に掲げる奨学金等を予算の範囲内において支給するものとする。

- (1) 派遣準備金
- (2) 奨学金

(採択人数)

第5条 本事業の採択人数は、原則として年間4名程度とする。ただし、予算を確保することができない場合はこの限りでない。

(申請書類)

第6条 本事業に申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 申請書(様式1)
  - (2) 推薦理由書(様式2)
  - (3) 成績証明書
  - (4) 受入先が確認できる書類
  - (5) 資格試験結果その他の語学力が確認できる書類
- 2 前項に定める書類は、所属する研究科長の承認を得た上で、ジェンダー協働推進室(以下「推進室」という。)に提出することとする。
- 3 受入先については、指導教員又は所属研究科において適切な機関を選定し、事前の承諾を得ておくこととする。

(採択後の提出書類)

第7条 本事業に採択された者(以下「採択者」という。)は、派遣準備金受給申請書(様式4)を推進室に提出しなければならない。

- 2 申請書類の内容に変更が生じた場合は、速やかに理由書(様式任意)を添えて推進室に届け出ること。

(帰国後の提出書類)

第8条 採択者は、帰国後速やかに報告書(様式3)を所属する研究科長の承認を得た上で、推進室に提出しなければならない。

- 2 加えて、在籍確認書兼奨学金請求書(様式5)及び寄附者への礼状(様式任意)を推進室に提出すること。

(遵守事項)

第9条 採択者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 派遣期間中、研究計画に基づいて研究を遂行すること。
- (2) 研究活動における不正行為及び不法行為を行わないこと。
- (3) 公序良俗に反する行為を行わないこと。
- (4) 各種書類を滞りなく提出すること。
- (5) 本学が主催する女性研究者支援事業への参加、岸本寄附金事業への参加、報告書や進路調査に協力すること。

(奨学金等の支給)

第10条 派遣準備金の支給は、派遣準備金受給申請書(様式4)を確認した上で行う。

2 奨学金の支給は、在籍確認書兼奨学金請求書（様式5）を確認した上で行う。

（奨学金等支給の取消）

第11条 学長は、採択者が次の各号のいずれかに該当する場合には、奨学金等の支給を取り消すことができる。

- (1) 提出した書類の記載事項に虚偽があった場合
- (2) 第9条に定める事項に違反した場合
- (3) 訓告、停学又は退学の懲戒処分を受けた場合
- (4) 修学状況等が著しく不良であると判断された場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第2条に定める要件を欠くに至った場合

（奨学金等の返還）

第12条 採択者は、派遣を辞退した場合又は前条の規定により奨学金等の支給を取り消された場合は、受給した奨学金等の全額又は一部を返還しなくてはならない。

（雑則）

第13条 この要項に定めるもののほか、本事業の実施及び運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、令和元年5月23日から実施する。
- 2 国立大学法人琉球大学岸本基金寄附金女子大学院生対象グローバル人材育成事業実施要項（平成30年7月30日制定）は、廃止する。